


# 状 況 記 録 簿

(庄内町議会議員政治倫理審査会)

開催日時	平成27年9月18日(金) 午前9時30分
開催場所	役場 委員会室
出席委員 (5名)	吉 宮 茂、押切のり子、小野一晴、齋藤健一、村上順一
委員外議員	請求議員 石川保、齋藤秀紀、小林清悟
欠席委員	なし
説明員	なし
委員長	吉 宮 茂、
書記	吉泉豊一、佐藤修一
会議の概要	<p>事 件</p> <p>(1) 庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求について</p> <p>(2) その他</p>
開議時刻	午前 9時32分
散会時刻	午前11時14分
摘 要	<p>審議の結果は、別紙会議記録のとおり。</p> <p style="text-align: right;">委員長 </p>

## 庄内町議会議員政治倫理審査会議記録 (9/18)

委員長 おはようございます。ただ今の出席者数は5名です。定足数に達しておりますので、ただ今から庄内町議会議員政治倫理審査を開会します。(午前9時32分 開会)

委員長 請求議員より説明したい旨の申し出がありますのでこれを許可します。

石川保議員 おはようございます。庄内町議会議員政治倫理条例第5条第1項に基づく審査請求の理由として、皆様方のお手元にある資料に基づき、なお全員協議会の際にいただきました資料も含めてご説明を申し上げます。まず1番目に立川分署改築工事の入札に関して、工藤範子議員は6月30日に副町長より5点について説明を受け、その後不明な点があるとして、6つの疑問を当局に文書で回答されるよう、連名で7月6日に申し入れを行ってまいりました。これを受け、当局は6つの疑問に対し、7月8日付で回答しておりますが、この内容に対して、工藤議員は8月27日付で聞き取りの内容、疑問点、当局の回答が記載された文書を鶴岡記者クラブに提供したとして当局に報告し、当局は同日文書を受領した旨決済処理してまいりました。この3つ目の事実に対し、実は、工藤議員は8月31日の文書を自ら作成し、都合3枚の資料を記者クラブに提供いたしました。この資料提供の事実を内容も含め当局には伝えておりませんでした。なお、この自らが8月31日で作成した文書には、日付、入札予定価格等に誤りがあるものの、訂正はおこなっておりません。こうした経過に対し当局は、「情報提供した内容が違っている」「入札に関する事実誤認がある」とのことから、9月3日に行われた一般質問で、「工藤議員が自ら作成した文書には、事実と違い、町長、副町長の名誉にかかわること、又、町の信用を失墜しかねない内容となっているため看過できない」「議員、公人としてあってはならない行為である」と指摘し、なぜこのような判断、行動を取ったのか文書で回答を要求しております。又、議会としても今後の対応についても文書で回答してほしいとの要求がだされたものであります。町民から寄せられた情報を基に調査して、一般質問すること自体問題はないと思われませんが、今回の事例では副町長との聞き取り後、6つの疑問に対し文書での回答を1回求めたのみで、その後当局への正式な調査は行っておりませんでした。にもかかわらず、今回の入札では、副町長は「結論を押し付けた」町長は「予定価格を改ざんしたと推測される」などと記載した文書を自ら作成し、鶴岡記者クラブに情報提供したが、文書提出の事実を当局には伝えていないなど、極めて軽率な行動であったと判断せざるを得ないと思っております。また、自らが作成した文書には、期日、入札予定価格に記載誤りがあつたにも関わらず、訂正を行うことなく今日に至っております。したがって、一つ目には平成27年6月5日に執行された「酒田地区広域行政組合消防署立川分署」改築工事、機械設備工事の入札情報を未確定の段階で私見を交えた文書を各マスコミに提供した理由、二つ目には「当局が工藤議員に対し、マスコミへの資料提供の開示を求めたが、事実と違うものを示した理由など、不明確な点が多く存在しており、庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する議会議員、公人として正しい行動であったのか調査する必要があるため、同条例第5条第1項の規定に基づき、審査を請求したものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 　ただ今請求議員から詳細について説明をしていただきました。今までの説明の中で皆さんからなおこの点について確認をしたいことがあれば出していただきたいと思います。いかかでしょうか。皆さん何かございませんか。無いようでしたら請求議員の皆さんご退席ください。

（請求議員午前9時38分退席）

それでは説明について終わらせていただきます。暫時休憩します。

（午前9時38分 休憩）

委員長 　再開します。

（午前9時40分 再開）

委員長 　今日の審査の予定ですけれども、これから9月15日、9月18日と町当局、工藤範子議員、今日、請求議員からそれぞれ説明いただきましたので、まず今までの中で全体的に意見交換していただきたいと思っています。出来ればある程度核心に踏み込むことができるのではないかと考えておりますが、その前に皆さんの方にお渡ししております政倫審の手順という事で、なおこの審査会をスムーズに行うために庄内町議会議員政治倫理条例と照らし合わせまして、こういった手順になるのではないかなということで、メモしてみました。この件についてまず意見交換に入る前に皆さんと確認をしたいと思います。本審査会はできるだけ休憩を取らないようにという事で進めてまいりましたが、この政倫審の手順について確認する事項の中で、ちょっと休憩しては如何なものかなと思います。如何ですか。

（異議なし）

委員長 　それでは暫時休憩します

（午前9時41分 休憩）

委員長 　再開します。

（午前10時00分 再開）

委員長 　先程申し上げましたけれども、今までも審査会の中で説明いただいた事項あるいは、懸念する点、あるいは不思議に思う点があればだしていただいて、そこからまた議論を詰めていきたいと思いますので、皆さんの方からよろしくお願いします。

小野委員 　15日に、町当局、副町長の方から説明いただいたわけですが、行政行為の公定力及び撤回取消についての部分なんです。我々は町の主張が正しいか正しくないのかを審査する審査会でありませんのでそこにはこだわりませんが、ただこの内容の中には工藤範子議員が指摘している「予定価格を改ざんしたと推測される」の部分、この予定価格について、大変、不明確というか矛盾している答弁をいただいたと私は今思っていますので、この一点だけは再度確認をしていただかないと、工藤範子議員がそう判断せざるをえなかった状況があったのかどうか、その部分が重要な部分な点になるかと思っておりますので、そんなに時間はかかりませんので今一度副町長から聞き取りする機会をいただければと思いますが如何でしょうか。

委員長 　今、小野委員から話があった件ですが、9月15日に副町長から提示あった資料がありますが、これで言うと何番目になりますか。

小野委員 　1番になるでしょうね。撤回の部分について色々ご説明いただいたのですが、どうしても引っかかる部分があって、あとから議事録等を確認したんですが、やはり矛盾しているものですから、この矛盾だけは一度解明させていただければと思います。

委員長 　今本人から話がありましたように、ただ今の件は本題ではないと思いますが、な

お皆さんの方から副町長の方からあえて説明していただいた方が良いということであれば、この辺を聞きたいと思いますが、今回の審査の大勢には入らないのではないと思いますが、別に止めるものではございませんので。

小野委員 審査会として説明していただいた内容に矛盾があるということでございますので、それが不要ないということになるとこの前の聴き取りそのものが不要なかったということになると思いますので、是非その機会をいただきたいと思います。

委員長 そうであればいいです。たとえばこの件については今後も明らさまにするという事もあります、それは全部の主流ではない主題、本論ではないわけでありますから、その辺の部分をお皆さんからその必要があるのかどうか、あるいは別の機会にそれぞれ説明していただくとおと思いますが、別にさえぎるものではありませんが。

小野委員 委員長、何度も申し訳ないのですが、私はここで工藤議員の問題を結論付けるときにどうしても必要なファクターだと思っておりますので是非、時間は1分・2分あればすむことだと思いますので、是非確認をする機会をいただきたいと思います。

委員長 それでは、副町長より今居れば良いわけですがけれども、局長、手続き上どうなのでしょう。

事務局長 できると思います。

委員長 であれば、ちょっと審査を能率的に進めるために、ちょっと副町長の存在を確認して、できるかどうか確認します。暫時休憩します。(午前10時05分 休憩)

(正副委員長、町長室に出向き、副町長と確認する)

委員長 再開します。(午前10時50分 再開)

委員長 ただ今副委員長の方に、小野委員より副町長の方から再度入札の件について説明いただきたいとの旨ありましたので、副町長に申し入れしましたところその必要はないだろうということで応じてもらえなかったということをお報告させていただきます。小野委員如何ですか。

小野委員 了解です。

委員長 それでは、次に皆さんの方から全般的に意見交換をしていただきたいと思おいます。宜しく願おいます。

村上委員 石川保議員他2名から今請求があつたわけですがけれども、この論点2点については、政治倫理基準の第3条第1項に明白に私は、違反していると、第3条第1項に該当するという事だと思おいます。これをこの委員会の結果とするかどうかは、それぞれご意見はあろうかと思おいますが、私としては、審査会の審査結果としては、第3条の政治倫理基準の第1号に明白に該当するし違反するという捉え方をしておおいます。

小野委員 当然今までのいろいろ説明も頂いて、状況はある一定把握したつもりでございます。そうするとやはり政治倫理条例に違反していると、断言せざるをえないのかなと思おっております。現時点でそのような判断をさせていただきます。以上です。

齋藤健一委員 私も審査請求のあつた委員の方々の今日この文書いただきまして、理由を熟読して考えてみますと、特に②の文書を間違つて提出したと、これがやはり一番大きいことだと思おっています。それで①の方のプレスリリースこの行為については議員としては許されるものだと思おいますが、ただその内容が今までの経過を聞くと町

の方ではいわゆる転記ミス、予定参考価格を転記ミスしたという事をはっきり認めている。工藤議員はそれをとらえて「改ざん」という事ですので、このことについての両者の言い分は、この審査会から審査の中身には入ってこないと思いますので、これは当事者同士であとは色々やっただく事ですが、原因としてやはり一番大きいのは、この内容の違っておるものをプレスリリースしたという事については、やはり請求議員の内容のとおり、政治倫理条例第3条第1項第1号、これに抵触することだと私は判断するところでございます。私の結論です。

押切委員 私も審査請求のあった内容に違反していることだと思います。町の一般質問などで、きちっと明解にする機会があったのにもかかわらず、それをする前にリリースしたということは、倫理条例の第3条第1項第1号にやはり違反しているということだと思います。

委員長 皆さんの方からはほとんど結論の状態でご意見をいただいたようですが、正直言ってこれ以上何かあるのかということになるかも知れませんが、まずは、ここで確認したいのは、今までありましたけれども、倫理条例の第3条第1項第1号にこれに違反するのではないかという事で、それぞれ論点の2項については、今まで皆さんの方から意見を出していただいておりますので、そういった点を添えて審査報告の結果となるとと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 他に何かございませんか。

齋藤健一委員 結論は今委員長が申し上げたとおりで良いと思うのですが、この条例を見ますと休憩中でしたので議事録には載ってないと思いますが、申し上げますとやはり政治倫理審査会の事はこの第7条の審査の請求の適否とそれから政治倫理基準に反する行為の存否、その他にこの顛末の措置、これを審査会にやるべきものではないかというように私はこの条例を見て感じておりました。でありますので、第11条に委任という事がありますが、議長からこの条例の他に必要な事項は別に定めるといふ文言が、条項がありますのでこれが議長からは無いのかどうか、これを確認しているのかどうか、委員長が聞いておればお答えをいただきたいと思います。

委員長 今、齋藤委員の方からお話ありました件につきましては、私も委員長の立場として今後のまとめる方向として、課題として申し上げましたが、議長の方からやはり今回は庄内町議会議員政治倫理条例があるものですから、まだ今まで経験したことのないことですので、いろいろな課題はあるのかもしれませんが、まずはこの条例に則ってやるべきではないかと、非公式には意見交換をしております。私としても経験してみて、懸念される事項はありますけれども、今回は冒頭から話題になっておりますように、この倫理に違反しているのかどうかそこら辺のところの適否について報告するという事で、今回は今後には問題は残しますけれどもこれで止めては如何かなと思います。議長もそのような意向であると把握しております。なおこの点について皆さんからも意見をいただきたいと思います。また、小野委員からは、これから議運において手を煩わすこととなりますが、考えることがあればご意見願います。

小野委員 齋藤委員からのご指摘もごもっともだと思いますが、まずは、政治倫理条例を作

って初めてのパターンでございますので、色々応用編はもっとあろうかと思いますが、まずはこの政治倫理条例の基本にのっかって今回は処理をさせていただいて、その後過程において、問題を感じるころがあればこれからの検証で変えていく、変更していくという内容でよろしいかと思いますが、如何でしょうか。

村上委員 初めての審査会ということで、条例に沿って進めてきているわけですが、なかなか現状とそぐわない中身が今回出てきていることも事実だと思います。ただしですねこの条例のそれぞれ議運なり全協にかけてしっかりしたものと進めてきている例がありますので、一回目初めてこのような場にあたったわけですけれども、不備な点については、今後議会運営委員会等で協議しながら、あるとすれば修正する必要があるだろうし、まず今回についてはこの条例に沿って我々は、粛々と進めていくことでいいのではないのでしょうか。

委員長 齋藤委員から提言があったことで、皆さんからいろいろ意見を聞きましたが、まず今回は、議長もそういう意見はないということですので、まとめ方としては先程から言っているとおり結果の措置までは踏み込まないという事で総括をさえていただきたいと思います。皆さんそれでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 これからの進め方ですけれども、当初予定している25日で良いのかどうか、あわせて、そして25日までとまだ話は決まっておられませんよ。次回はいつやるか、次回の委員会ではあとは報告の文書案を検討いただくということになると思いますが、まずは次回の審査会の日にちを決めていきたいのですが。

小野委員 9月25日でよろしいかと思いますが如何ですか。

齋藤健一委員 議事録がいつ頃までできるかその関係もあると思うんですが、これから報告書も重要な処理でありますので議事録を確認しながら、報告書と精査をして正式なものを提出することになると思いますので、いつ頃まで出来そうですか。

委員長 それでは、局長の方から議事録のまとめについて率直にいつ頃までできそうですか。

事務局長 議会広報の一般質問の答弁書書きとテープ起こしと平行してやっておりますが、25日までは今日の分もありますので、自信がないということで、又、最終チェックと言いますか、まだ未定稿という段階でありますので、25日までにはちょっと無理かなと思います。

委員長 それでは暫時休憩します (午前11時03分 休憩)

委員長 再開します。 (午前11時14分 再開)

委員長 次回の審査会は9月30日午前9時から行うということで、内容としては審査結果の取りまとめという事で、皆さんから検討していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。その他皆さんから何かございせんか。なければ以上をもちまして政治倫理審査会を散会します。どうもありがとうございました。

(午前11時14分 閉会)